

# 所得補償保険

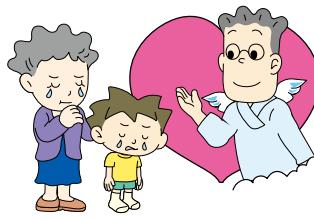


突然のケガや思わぬ病気…。

# 働けなくなったときの「もしも」の備えは万全ですか。

大同火災の所得補償保険は、ケガや病気によって働けなくなったとき、あなたの毎月の所得を補償します。

## 大同火災の所得補償保険の特徴



**1** 業務上、業務外はもちろん、レジャーや海外旅行中の被保険者のケガや病気による就業不能まで補償します。

**2** 不慮の事故で、万が一被保険者が死亡された場合、月間所得額の50倍(50倍型)または100倍(100倍型)の一時金をお支払いします。

**3** 被保険者が長期療養の場合、1カ月ごとに保険金をお支払いします。

**4** ご家族の日常生活の賠償責任に備えられます。※賠償責任特約をセットすることにより、他人のものを壊したり、他人にケガを負せたりすることによって負担することになる法律上の賠償責任を補償します。  
※賠償責任特約に限り、日本国内の事故のみが対象となります。

**5 簡単**  
加入の申込み

ご加入の際、医師による審査は必要ありません。  
(簡単な健康状況告知書による告知が必要です。)

**6 お得**  
保険料のバック

無事故の場合は保険料の20%が戻ります。(注)  
保険期間中無事故の場合は、満期時に無事故戻しとして保険料の20%をお返しします。  
(注)1 保険期間の中途で解約または解除された場合には無事故戻しは行いません。  
2 賠償責任の保険料部分は返れいの対象なりません。

## ご契約タイプ

- 傷害特約保険金額が所得補償保険金額(月額)の50倍に設定された「50倍補償型」、100倍に設定された「100倍補償型」、契約者の任意で設定する「任意型」があります。  
また、ご希望により「基本契約のみ」または「入院のみ補償特約」をセットしたご契約もできます。
- 被保険者が就業不能となった場合に、事業主が従業員に支払う給与等の費用または代行者を雇い入れるための費用を支払う「事業主費用補償特約」があります。

- 被保険者が日本国内において、本人およびその家族がその日常生活において他人を死傷させ、または、財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったときに保険金を支払う「賠償責任危険補償特約」もセットできます。
- 保険料は職業(職種)や年齢などで異なります。
- ご希望により免責期間、てん補期間を設定することができます。  
※詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

職種級別表

級 別	職 業 例
基本級別1級 傷害級別1級	会社役員・管理職(作業危険のない方)、一般事務員、タイピスト、医師、歯科医師、薬剤師、弁護士、会計士、司法書士、教師、飲食店主、卸・小売店主・従業員(危険物を取り扱わない方)、測量人、家政婦 等
基本級別2級 傷害級別1級	研究者・技術者(危険物を取り扱わない方)、無線士、通信士、電話交換手、郵便配達人、電気機械器具組立工(手工)、印刷作業者(製版・印刷・製本(手工))、ゴム製品製造工(手工)、食料品製造作業者(手工)、理容師、料理人、屋内清掃作業者 等
基本級別2級 傷害級別2級	電気機械器具組立工(機械工)、時計・光化学機械器具組立工(機械工)、縫製作業者(機械工)、計器組立工、ゴム製品製造工(機械工)、プラスチック製品成形・加工工(手工)、飲食料品製造作業者(機械工)、玩具組立工(機械工) 等
基本級別3級 傷害級別1級	金属彫刻工、かわ製品製造作業者(手工)、陶磁器成形工・焼成工、七宝工、化粧品製造工 等
基本級別3級 傷害級別2級	研究者・技術者(危険物を取り扱う方)、針金製品・針・ばね製造工、化学工(危険物を取り扱わない方)、めっき工、ハイヤー・タクシー運転手、製糸・紡織作業者(機械工)、パルプ工・紙料工(機械工) 等
基本級別3級 傷害級別3級	金属工作機械工、金属プレス工、電気溶接工、ガス溶接工、金属研磨工、自動車組立作業者、重機械組立工、ガラス製品成形工、再生ゴム製造工、大工・建設・土木作業者、配管工 等

### ■用語の解説

#### 1.被保険者とは

保険の補償を受けられる方をいいます。

#### 2.就業不能とは

##### ①入院のみ補償特約をセットしない場合

傷害または疾病を被りその治療のため入院していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、証券記載の業務に全く従事できない状態をいいます。

##### ②入院のみ補償特約をセットする場合

傷害または疾病を被りその治療のために入院していることにより証券記載の業務に全く従事できない状態をいいます。

#### 3.入院とは

自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

#### 4.免責期間とは

継続して就業不能である日数で、契約により取り決めた一定の期間(たとえば7日間)を指し、就業不能になってからこの期間は保険金支払いの対象とはなりません。

#### 5.就業不能期間とは

免責期間終了日の翌日から起算して、契約により取り決めるてん補期間内の就業不能日数をいいます。

# お支払いする保険金および費用保険金のご説明

お支払する保険金の内容および保険金をお支払できない主な場合を記載しております。  
詳しくは「ご契約のしおり」等をご参照ください。

## お支払いする保険金の内容

### 1. 基本契約

#### 所得補償保険金

保険期間中に傷害または疾病によって、就業不能になったとき、**免責期間を超える就業不能期間1ヶ月につき**所得補償保険金額(基本契約)をお支払いします。ただし、保険金額が被保険者の平均月間所得額を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。

●死亡した後または治癒した後は、いかなる場合でも、保険金をお支払いしません。

### 3. 所得補償保険賠償責任危険補償特約

日本国内において、被保険者またはそのご家族が日常生活中の偶然な事故や自宅の所有または管理に起因する偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたことにより法律上の損害賠償責任を負担した場合、1事故につき保険証券記載の保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、起訴・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用のうち、あらかじめ当社の書面による同意を得た費用等もお支払いします(賠償金額の決定には弊社の承認を必要とします。)。

●被保険者またはそのご家族が既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、**補償範囲が重複することがあります**。ニーズに合わせてご契約内容の見直しをご検討ください。

## 保険金をお支払いできない主な場合

### 1. 基本契約

- (1)故意または重大な過失による身体障害および疾病
- (2)自殺または犯罪行為、闘争による身体障害および疾病
- (3)麻薬、あへん、覚醒剤等の使用による身体障害および疾病
- (4)戦争、暴動等および核燃料物質による身体障害および疾病
- (5)妊娠、出産、早産、流産およびこれらによる身体障害および疾病
- (6)自動車または原動機付自転車の無免許運転または酒気帯び運転による身体障害
- (7)頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、または腰痛で他覚症状のないもの
- (8)地震、噴火または津波による傷害
- (9)精神障害

### 2. 傷害による死亡・後遺障害補償特約

- (1)地震、噴火または津波による死亡・後遺障害(「天災危険補償特約」により補償できます。)
- (2)山岳登攀、スキューバダイビング等、危険な運動による死亡・後遺障害
- (3)脳疾患、疾病、心神喪失による死亡・後遺障害
- (4)上記1.(1)~(7)による死亡・後遺障害

※次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除し保険金の全部または一部をお支払いいたしません。

●保険契約者、被保険者、保険金受取人が保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や、暴力団関係者等の反社会的勢力に該当すると認められた場合、また被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合など

### 3. 所得補償保険賠償責任危険補償特約

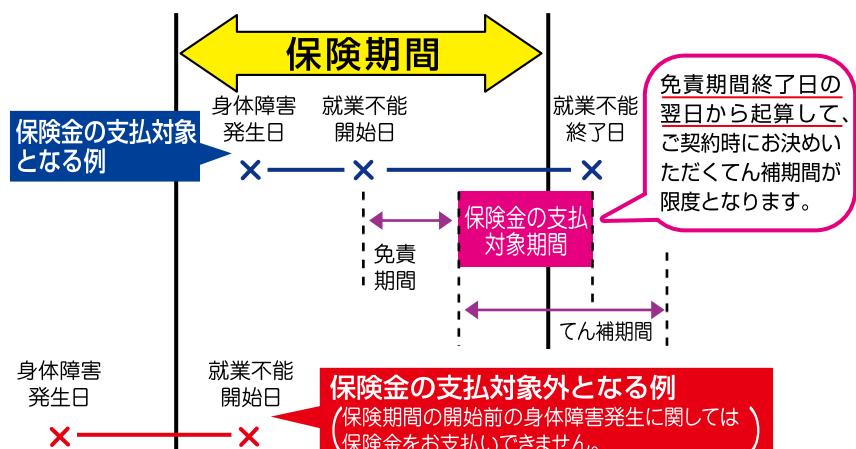
- (1)保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害
- (2)地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- (3)戦争・暴動等によって生じた損害
- (4)職務遂行に直接起因する損害賠償責任を負担することによって被った損害
- (5)同居の親族に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害
- (6)暴行または殴打に起因する損害賠償責任を負担することによって被った損害

## 所得補償保険金のお支払いについてのご注意

この保険でいう「所得」とは、あらかじめ申し出ていただいたお仕事(証券記載職種)を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係わる総収入金額から、就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものといいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。

(ご注意) 保険金の請求の際には、所得を証明する書類をご提出いただきます。

身体障害の発生日と就業不能の開始日の両方が保険期間中であることが保険金支払の条件となります。保険期間と保険金の支払対象期間の関係を図示すると右記のとおりです。



### 保険金お支払い例

所得補償保険金額15万円、免責期間7日間、てん補期間1年の傷害特約50倍補償をご契約いただいた場合

●病気により手術を受け、働けなくなった(就業不能期間 2か月と27日)

保険金お支払いの対象期間 2か月と27日 - 免責期間7日間 → 2か月と20日

お支払いする保険金(所得補償保険金) 15万円×2か月+15万円×20/30→40万円

支払対象期間に1か月に満たない日数がある場合には、1か月を30日として日割計算します。

●不慮の事故で死亡した

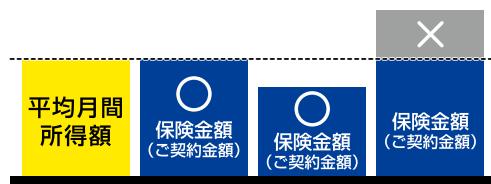
お支払いする保険金(傷害死亡保険金) 15万円×50倍→750万円

## 保険金額設定上のご注意

### 1. 所得補償保険金額の設定 (注)につきましては、平均月間所得額の範囲内で、適切な額をご設定ください。

ご契約金額が被保険者の「平均月間所得額」を上回っている場合には、その上回る部分については保険金が支払われませんのでご注意ください。

(注)所得補償保険金額(ご契約金額)の設定につきましては、平均月間所得額の範囲内で、被保険者の加入する公的医療保険制度(健康保険法等の法律に基づく医療保険制度をいいます。)による給付内容等を勘案し、ご設定ください。



### 2. ご契約者と被保険者が異なり被保険者の同意が確認できない場合、ご契約いただける傷害による死亡・後遺障害補償特約の保険金額は被保険者ごとに同種の他の保険契約等と合算して1,000万円までとなりますので、ご注意ください。

※補償内容の同様な保険契約がある場合、補償が重複することがあります。補償内容や保険金額をご確認ください。

## ご契約にあたってのご注意

### ■もし事故にあわれたとき、または病気になったときは

- 基本契約の対象となる就業不能期間が始まったときは、30日以内に当社または取扱代理店へ疾病または傷害の状況や程度をご通知ください。正当な理由なくご通知のない場合は、保険金のお支払いができなくなることがありますので十分にご注意ください。
- 傷害特約の場合、傷害を被ったときは、上記と同じようにご通知ください。正当な理由なくご通知のない場合は、保険金のお支払いができなくなることがありますので十分にご注意ください。
- 所得補償保険金のご請求にあたっては、原則として所得を証明する書類の提出が必要です。
- 賠償をしなければならないと思われる事故が発生した場合には、事故の処理につきご相談ください。示談金や賠償金をあらかじめ弊社の承認を得ずに支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんが、万一、被保険者が賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円滑に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、賠償責任保険では、重複する他の保険契約等がある場合は、他の保険契約等から既に保険金が支払われていた時は、弊社のお支払いする保険金からそれらの額の合計額が差し引かれことがあります。

### ●税法上の取扱い

保険契約者が個人の場合、お支払いいただいた保険料のうち、所定の金額については、税法上の生命保険料控除の対象となります。なお、上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

### ■ご契約時のご注意(告知義務等)

- 保険料は、職業(職種)や年令などで異なります。
- 申込書等に☆または★が付された事項「同種の他の保険契約等」はご契約に関する重要な事項です。ご契約時に正確に記載してください。これらの内容が事実と異なる場合には、ご契約を解除することができます。解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。(弊社代理店には告知受領権があります。)

\*現在の健康状態、過去の病歴等について正しく告知ください。健康状況告知質問事項の内容によってはご契約をお受けできないことや、特定の病気・症状について補償対象外とすることがあります。

3. 次のような場合には、新規契約および継続する契約ともに契約条件を見直していただくことがありますので、あらかじめご了承ください。なお、被保険者の年齢が15歳未満の契約等はお引受けできません。

- これまでに保険金の請求頻度が著しく高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があつた場合等
- 被保険者の年齢が64歳以上の場合

4. この保険にご加入になる前から発生しているケガや病気(痔疾、腰痛などの持病・慢性病を含みます。)による就業不能については、告知の内容にかかわらずお支払いの対象となりません。

### ■その他ご注意いただきたいこと

- 保険料のお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することをいたしておりますので、お確かめください。
- ご契約後20日を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までご照会ください。
- この保険は、保険期間が1年以下の契約となるため、ご契約のお申込みを撤回または解除(クーリングオフ)を行うことはできません。
- 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があつた場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更せざるを得ないことがあります。あらかじめご了承ください。
- 申込書等に☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできることや保険金を削減してお支払いすることができますのでご注意ください。なお、通知義務の対象には該当しませんが、ご契約者の住所などを変更した場合も取扱代理店または弊社までご連絡ください。
- 引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」がございます。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。
- 保険契約に関する個人情報の取扱方針を定めております。詳しくは「重要事項説明書」をご覧ください。

このパンフレットは「所得補償保険」の概要をご紹介したもので、ご契約の際は必ず「重要事項説明書」をお読みください。また、詳細は種目ごとに「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意しておりますので、必要に応じて、取扱代理店へご請求ください。その他ご不明な点につきましては取扱代理店または弊社にご照会ください。取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。

### 弊社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などはこちらにご連絡ください。

#### お客様相談センター

受付時間：午前9:00～午後5:00  
(土日・祝日および12/31～1/3を除きます)

お問い合わせ・ご相談 → ☎ 0120-671-071 (お客様相談センター)  
ご不満・ご意見・ご要望 → ☎ 0120-331-308 (お客様相談センター)

### 万が一の事故の際には、下記事故受付センターにご連絡ください。

#### 事故受付センター

受付時間：平日（午前9:00～午後6:00）

TEL 098-869-3119 (事故受付センター)

受付時間：平日夜間(午後6:00～翌朝9:00) 土日・祝日および12/31～1/3

☎ 0120-091-161 (事故受付センター)

### 保険会社との間で問題を解決できない場合は

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結していますので、弊社との間で問題を解決できない場合には一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

#### 一般社団法人 日本損害保険協会そんぽADRセンター

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(http://www.sonpo.or.jp/)

ナビダイヤル → 0570-022808 (通話料有料)

受付時間：午前9:15～午後5:00 (土日・祝日および12/30～1/4を除きます)

●お申し込み・お問い合わせは

大同火災海上保険株式会社

本店 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号  
<ホームページアドレス> http://www.daidokasai.co.jp/